

立川市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行による。

立川市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定空家等の適正管理に関する条例（平成29年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(事前手続)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第22条第9項若しくは第10項の規定又は第11条において準用する法第22条第9項若しくは第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。</u></p> <p>(法の規定が適用されない特定空家等に対する措置)</p> <p>第11条 <u>法第22条第1項から第10項まで及び第15項の規定は、特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。</u>この場合において、<u>法第22条第15項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「立川市行政手続条例（平成8年立川市条例第43号）」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(事前手続)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第14条第9項若しくは第10項の規定又は第11条において準用する法第14条第9項若しくは第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。</u></p> <p>(法の規定が適用されない特定空家等に対する措置)</p> <p>第11条 <u>法第14条第1項から第10項まで及び第13項の規定は、特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。</u>この場合において、<u>法第14条第13項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「立川市行政手続条例（平成8年立川市条例第43号）」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。